

氷川町婚活支援事業登録制度実施要項

（目的）

第1条 少子化の要因となる未婚化・晩婚化に対する取り組みを行うため、結婚を望む独身男女に新たな出会いのきっかけづくりを支援し、結婚による定住を促進することを目的に氷川町婚活支援事業の登録制度を実施する。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 氷川町婚活支援事業登録者（以下「登録者」という。）の個人データの登録、管理に関すること。
- （2） 婚活イベントに関すること。
- （3） その他婚活支援に関すること。

（登録の条件）

第3条 登録者となるためには、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- （1） 20歳以上であること。
- （2） 結婚の意思を持つ者であって、配偶者を有しない者であること。
- （3） 男性については、町内に住所を有すること。
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- （5） 婚活登録申込書その他の提出書類について、虚偽の記載をしていないこと。

（登録方法）

第4条 登録者として登録を希望する者は、本人が来庁又は郵送にて、婚活登録申込書（別紙1）及び同意書（別紙2）を提出するものとする。

2 登録者のデータは、第2条に掲げる事業の基礎資料として活用するとともに、登録者への事業周知等に活用できるものとする。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は2年以内とし、継続して登録する場合は、再度婚活登録申込書を提出しなければならない。

（遵守事項）

第6条 登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 自己の結婚又は交際相手を探す目的以外の目的で活動してはならない。
- （2） 氷川町婚活支援事業により交際開始や結婚を決めた場合は、町へ報告しなければならない。

- (3) 事業の利用によって知り得た他の登録者の情報は、第三者に漏らしてはならない。
登録取消後も、また同様とする。

(登録の取り消し)

第7条 登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、以後、申し込みを受け付けないものとする。

- (1) 申込書等の書類に不実又は虚偽の記載があったとき。
- (2) 風紀を乱す行為があったとき。
- (3) 町の指示に従わないとき。
- (4) 登録者が取り消しを求めたとき。

(個人情報の取扱い)

第8条 町は、登録者の個人情報を含む登録情報を適切に管理し、情報の遺漏等がないよう努めなければならない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から施行する。